

宮島栈橋旅客ターミナルデジタルサイネージ運営事業に関する契約書（案）

廿日市市（以下「発注者」という。）と●●株式会社（以下「受注者」という。）は、宮島栈橋旅客ターミナルデジタルサイネージ運営事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、発注者の施設である宮島栈橋旅客ターミナル（以下「当該施設」という。）において、廿日市市内及び宮島島内の情報発信による来島者の周遊サポートを目的としたデジタルサイネージ（以下「サイネージ」という。）の設置及び運営の取り扱いについて定めることを目的とする。

（設置場所）

第2条 受注者がサイネージを設置する場所は、次のとおりとする。

（1）所在 廿日市市宮島町1162番地18（宮島栈橋旅客ターミナル内壁面の一部）

（2）面積 1面2.958㎡以内×2面

※詳細は別紙のとおり

（事業の実施及び協議）

第3条 受注者は、仕様書にしたがって本事業を実施する。また、サイネージの仕様及び施工方法についてあらかじめ発注者と協議するものとする。なお、受注者は、サイネージの仕様変更等、事業内容を変更する場合は、事前に必ず発注者と協議しその承認を得るものとする。

（費用負担）

第4条 既設サイネージの撤去、廃棄及び新設サイネージの設置及び運営に係る費用は、全て受注者の負担とする。

（広告設備使用料）

第5条 受注者は、サイネージ設置場所が有する広告価値を利用する対価として、年額●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）の広告設備使用料を発注者へ支払うものとする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、相当額を加減したものを支払うものとする。

2 受注者は、前項に定める広告設備使用料を、発注者の発行する納入通知書により発注者の定める支払期限までに廿日市市指定金融機関に納付しなければならない。

（行政財産の使用料）

第6条 受注者は前条で定めるもののほか、行政財産の使用料年額を納付する。支払期日

と金融機関は発注者が発行する納入通知書により定める。

(情報発信の内容の承認)

第7条 受注者は、サイネージへ掲載する情報発信の内容について、様式第7号により事前に申出の上、発注者の承認を得るものとする。

2 受注者は、第1項に定める承認を得るため、掲載する情報発信のデザイン等必要な資料を発注者の指定する日までに、発注者に提出するものとする。

3 発注者から情報発信の依頼があった場合は、受注者は発注者と協議の上サイネージに掲載する情報を作成し、発信するものとする。

4 発注者及び受注者は、情報発信の内容について当該施設の公共性、景観及び文化財保護等への影響に配慮しなければならない。

(情報発信の内容の修正)

第8条 発注者は、情報発信の内容が当該施設で掲載する内容としてふさわしくないと発注者が合理的な理由により判断したときは、いつでも、受注者に対して内容の修正を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、受注者が負担する。

(情報発信の内容の変更)

第9条 受注者は、自己の都合により情報発信の内容を変更するときは、様式第7号により事前に申出の上、発注者と協議をし、その承認を得るものとする。

(情報発信の内容についての責任)

第10条 受注者は、情報発信の内容について、第三者の権利を侵害するものではないこと及び内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証するものとする。

(受注者と広告主との契約)

第11条 受注者は、設置するサイネージを活用した企業広告等の収入を得て、サイネージ運営事業に要する経費に充てるものとする。

(広告の内容の提出)

第12条 受注者は、様式第7号とサイネージへ掲載する広告のデザイン等必要な資料を事前に発注者に提出するものとする。

2 受注者は、広告の内容について当該施設の公共性、景観及び文化財保護等への影響に配慮しなければならない。

3 前項を満たさないものについては、広告内容について承認しないものとする。

(広告の内容の修正)

第13条 発注者は、広告の内容が当該施設で掲載する内容としてふさわしくないと発注者が合理的な理由により判断したときは、いつでも、受注者に対して内容の修正を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、受注者が負担する。

(広告の内容の変更)

第14条 受注者は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、様式第7号により事前に申出の上、発注者と協議し、その承認を得るものとする。

(広告の内容についての責任)

第15条 受注者は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 内容に関する一切の責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証するものとする。

(3) 発注者に対して第三者から掲載内容に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

(サイネージの製作及び設置)

第16条 受注者は、サイネージの製作及び設置に係る作業を第三者に委託してはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合を除く。

(サイネージの設置にあたっての留意事項)

第17条 受注者は、サイネージの設置にあたっては、施設の維持管理及び災害時の避難誘導に支障にならない構造とするよう配慮しなければならない。

2 受注者は、サイネージの破損等により、施設利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 受注者は、サイネージを原因とした事故に対し、施設利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、受注者の責任及び負担にて解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

4 発注者は、受注者に対して、第1項及び第2項の留意事項について、助言又は指導を行うことができ、受注者はその助言及び指導に従わなければならない。なお、当該助言又は指導に従うことによって生じる経費は、受注者が負担する。

5 サイネージの設置及び撤去並びに掲載内容の変更に関する作業は、受注者の希望日時を事前に調整したうえで、発注者が指定する日時に行うものとする。

(サイネージの復旧等)

第18条 受注者は、サイネージが毀損又は汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

2 発注者は、サイネージの毀損又は汚損を発見したときは、速やかに受注者に通報しなければならない。

3 第1項に定める復旧等に係る経費は、受注者が負担する。

(サイネージの一時撤去又は掲載広告の一時削除)

第19条 発注者は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、発注者にサイネージの一時撤去又は掲載広告の一時削除を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 発注者の指定する期日までに広告設備使用料又は行政財産の使用料の納付がないとき。

(2) 第8条第1項若しくは第13条第1項による掲載内容の修正を受注者が行わないとき。

(3) 第17条第4項の発注者の助言又は指導に受注者が従わないとき。

(4) その他、サイネージの設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと発注者が認めるときは、受注者はサイネージの設置及び広告掲載を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開に関する費用は受注者が負担する。

4 第1項の指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に受注者が一時撤去又は一時削除を行わないときは、発注者は受注者の承諾を得ることなくサイネージを自ら一時撤去又は一時削除することができる。

5 前項において、要した費用は受注者が負担するものとするとともに、発注者は一時撤去又は一時削除によって生じた受注者の損害の賠償を行わない。

6 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、広告設備使用料が納付済の場合は、発注者は当該期間中の納付済の広告設備使用料を違約金とみなし、受注者にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により受注者に催告したうえ、本契約を解除できる。

(1) 法令又は本契約に違反したとき。

(2) 本契約の内容の履行に関し、受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。

(4) 受注者が破産手続の申立て、更正手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があつたとき。

(5) 第21条の規定によらないで、受注者が本契約の解除を申し出たときで、発注者が契約の解除が相当であると認めるとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、受注者との協議により本契約を解除することができる。

3 本条の規定により本契約が解除された場合において、受注者の責に帰すべき事由がある場合は、発注者は納付済の広告設備使用料を違約金とし、受注者に返還しない。

4 前項の違約金は損害賠償の一部としない。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により発注者に催告したうえ、本契約を解除できる。

(1) 発注者が本契約に違反したとき。

(2) 本契約の履行に関し、発注者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第22条 受注者は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なくサイネージの撤去を行わなければならない。

(一時撤去、一時削除、解除に伴う広告主への補償等)

第23条 受注者は、第19条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除が行われた場合又は第20条第1項の規定に基づく解除が行われた場合において、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第24条 受注者は、第12条第3項により広告の掲載が認められなかった場合、第8条第1項若しくは第13条第1項により修正を行った場合、第17条第4項による助言若しくは指導に従った場合、第19条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去若しくは一時削除がなされた場合又は第20条第1項による解除がされた場合は、発注者に対し損害を請求しないものとする。

2 発注者は、本契約の履行に関して、発注者の責に帰すべき事由により受注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 受注者は、本契約の履行に関して、受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第25条 本契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が発注者の責に帰すべき事由により生じたときは、発注者が自らの責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が受注者の責に帰すべき事由により生じたときは、受注者が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、発注者受注者協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第26条 受注者は、期間満了の際は第31条に規定する設置期間内に、許可の取消し等の際は遅滞なく速やかに、サイネージの撤去と原状回復をしなければならない。ただし、発注者が認めた場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者が原状回復の必要が無いと判断した場合は、受注者は現状のまま管理物件を引き渡すことができる。

(著作権等)

第27条 受注者は、サイネージの設置及び製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 発注者が、本契約に基づき、サイネージに掲載されている画像データ等を行政目的のため、発注者が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、受注者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第28条 受注者は本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第29条 本契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義の解釈等)

第30条 本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約に定めのない事項については、発注者受注者協議して定めるものとする。

(設置期間)

第31条 本契約に基づくサイネージの設置期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとし、設置期間の更新は行わない。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、各々記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号
廿日市市
廿日市市長 松 本 太 郎

受注者